

第六十二号議案

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第九十号）の一部を次のように改正する。
本則を第一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条 東京都立産業貿易センター条例の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表台東館の項中「午後五時」を「午後九時」に改める。

別表第二台東館の項中「三一、二、八〇〇円」を「四六九、二〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、同表備考一中「浜松町館にあつては」及び「、台東館にあつては午前九時から午後五時まで」を削り、「八千二百円」を「九千五百円」に、「三百七十円」を「四百三十円」に改める。

附則第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第一条（第十七条及び第二十条の改正規定に限る。）、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十三年四月一日から施行する。

附則第二項中「この条例を」を「第一条の規定を」に、「この条例による」を「同条の規定による」に改める。
附則に次の一項を加える。

3 第二条の規定を施行するために必要な指定管理者の指定及び同条の規定による改正後の東京都立産業貿易センター条例別表第二台東館の項の規定による施設等の使用に必要の手続その他の行為は、同条の規定の施行の日前においても行

うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都立産業貿易センター台東館の開場時間を延長するとともに、利用料金の上限額を改定するほか、規定を整備する必要がある。